

インフルエンザA型(H1N1)

< 第 21 報 >

2010年6月22日

HEADLINES

- ◆ WHOチャン事務局長が新型インフルエンザについて声明発表
- ◆ 新型インフルエンザ対策総括会議
- ◆ 韓国でH7N7インフルエンザの発生
- ◆ 中国でH5N1インフルエンザによる死者発生
- ◆ 香港大などの研究チームがインフルエンザウイルスの変異を確認

WHO チャン事務局長が新型インフルエンザについて声明発表

WHO（世界保健機関）が新型インフルエンザの世界的大流行（パンデミック）の発生を宣言してから1年が経過した。WHOは専門家による検証委員会で新型インフルエンザ対策の見直し作業を進めており、症状の深刻度を含めた警戒水準の定義見直しが焦点となっている。

また、感染の勢いが落ち着き始めたことから、新型インフルエンザの警戒水準を判定する緊急委員会を6月1日に開催し、同3日にチャン事務局長が、新型インフルエンザの世界的大流行（パンデミック）について「最も激しい活動期は過ぎたと判断した」とする声明を発表した。一方で、WHO報道官は、大流行を意味する現行の警戒水準「6」は維持されたと説明している。WHOが「6」の次の段階として定義している「最盛期後（post peak）」への正式な移行は次回緊急委員会が予定される7月中旬以降になりそうである。

国内では定点当たり報告数は2010年第9週（3月1日～7日）より1未満が続いている。第18週（5月3日～9日）以降では、警報レベル、注意報レベルのみを超えている保健所地域は共に0箇所である。海外では散発的な発生報告はされているが、日本国内では沈静化していると考えられる。

新型インフルエンザ対策総括会議

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部では、厚生労働省が新型インフルエンザに対し講じてきた対策を総括するため、新型インフルエンザ対策総括会議を3月31日から6月8日までに計7回開催し、6月10日に報告書を作成した。

厚生労働省 新型インフルエンザ対策関連情報

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/info_local.html

この中で、サーベイランスや水際対策、医療体制などの項目ごとに提言を行っている。主に政府や中央省庁、地方自治体が見直しや改善をすべき内容であるが、一般企業に関わる提言もあるため、一部抜粋して紹介する。

広報・リスクコミュニケーション

- ・ 情報発信に当たっては、その目的に照らし合わせて、「正確」な情報を、きめ細かく頻繁に、具体的に発信するように工夫すべきである。その際、一般国民や企業、事業主の方が求める様々な質問についても把握し、Q&A などを作成・発信していくべきである。～以下省略～
- ・ 流行が沈静化している時期にこそ、新型インフルエンザの危険性の周知・広報に力を入れて取り組むべきである。

公衆衛生対策(学校等の臨時休業等)

- ・ 学校等の臨時休業や、事業自粛、集会やイベントの自粛要請等には、感染者の保護者や従業員が欠勤を余儀なくされるなどの社会的・経済的影響が伴うため、国はそれらを勘案し、対策の是非や事業者による BCP(事業継続計画)の策定を含めた運用方法を検討すべきである。
- ・ 罹患した従業員等に対して事業主が一律に医療機関を受診させて検査キットを用いた治癒証明書の取得を求めるなど、医学的には必要性に乏しい事例がみられたことから、正確な情報提供をより迅速に行うべきである。

また、同報告書には、「死亡率が低い理由については、現時点では未解明であるが、広範な学校閉鎖、医療アクセスの良さ、医療水準の高さと医療従事者の献身的な努力、抗インフルエンザウイルス薬の迅速な処方や、手洗い・うがいなどの公衆衛生意識の高さなどが指摘されている」とある。昨年は多くの企業で積極的に感染予防対策を検討し、実施されていたが、手洗い・うがいなど一企業・一個人で取れる対策が功を奏していたことがうかがえる。

韓国で H7N7 インフルエンザの発生

農林水産省は 5 月 21 日、韓国家畜衛生当局から韓国南西部の全羅南道(チョルナムド)において、弱毒性鳥インフルエンザ(H7N7 亜型)が発生したとの報告を受け、同国からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置を発表した。アヒル農場における鳥インフルエンザのサーベイランスの結果、発生が確認されたとのことである。家きん等の輸入停止は食品衛生のためではなく、国内の家きんへのウイルス感染防止が目的であると補足している。

韓国では 2009 年 12 月にも鳥インフルエンザが発生し、今年 4 月によようやく安全が確認されたとして日本への家きん等の輸入が再開されたばかりだった。

中国で H5N1 インフルエンザによる死者発生

中国衛生省は 6 月 8 日、鳥インフルエンザ(H5N1)の新たな感染を確認したことを明らかにした。

感染者は湖北省の 22 歳の妊産婦で、5 月 23 日に発症し、6 月 3 日に死亡したとされる。女性はウイルスに感染した家きんまたはその死骸に接触したものとみられる。

H5N1 鳥インフルエンザによる死亡を受けて、中国保健省は、ウイルスが拡大する危険性もあると警告し、原因不明の肺炎等は迅速に報告するように各地域の保健担当部局に義務づけた。合わせて、H5N1 鳥インフルエンザ等の呼吸器感染症が発生した場合に対応できるように、医療器具や医薬品の備蓄を促した。

香港大などの研究チームがインフルエンザウイルスの変異を確認

H1N1 新型インフルエンザウイルスが豚に感染してさらに変異していることを、香港大などの研究チームが確認し、6月18日付の米科学誌『サイエンス』に発表した。論文によると、H1N1 新型インフルエンザウイルスが、今後病原性を高める危険性があると指摘している。研究グループは豚のウイルス感染の調査監視を強める必要性を訴えている。

インフルエンザウイルスは動物種が異なると感染しにくいですが、豚は鳥やヒトのウイルスにも感染することから、体内で遺伝子の組み換えが起き、新型インフルエンザウイルスの発生源になると考えられている。

この研究では2009年6月から2010年2月の間に香港の豚から検出された32種類のインフルエンザウイルスを解析した。その結果、16種類は遺伝子が組み換わったタイプであり、そのうち今回発見された新型のウイルスは、H1N1 新型インフルエンザウイルスとヨーロッパ系統の鳥のウイルスに類似した豚インフルエンザウイルス、さらにもう1種類の豚インフルエンザウイルスの遺伝子が混じったものであった。鳥由来の強毒性 H5N1 ウイルスや H9N2 ウイルスが豚に感染した例もしばしば発見されており、今後豚の体内でヒトに感染するウイルスに変異する可能性もあるとのことである。

まとめ

2009年4月にメキシコで発生した H1N1 新型インフルエンザは、1年が経過し日本国内では落ち着きを見せている。厚生労働省では総括会議が行われ、この1年間の対応を振り返る機会をもった。

新型インフルエンザ対策総括会議報告書に次の提言が記載されている。

「いわゆる水際作戦・学校閉鎖等、感染症拡大防止対策の効果の限界と実行可能性を考慮し、感染力だけでなく致死率等健康へのインパクト等を総合的に勘案して複数の対策の選択肢を予め用意し、状況に応じて的確に判断し、どの対策を講じるのかを柔軟に決定するシステムとすべきである。ただし、流行の初期においては、病原性や感染力等疫学情報が不明又は不確かな場合が多いので、万が一病原性が高かった場合を想定し、最大限の措置を選択せざるを得ないことに留意が必要である。」

この提言は厚生労働省がとった対策についてのものであるが、各企業がとった対策に置き換えて読むと、次のようなことがいえる。

発生初期の毒性などがわからない状況では、事業規模の一時的な縮小や、業務遂行に支障がでるような対策を準備していた企業は多くあったかと思う。しかしながら、結果として過剰対策となってしまうが、万が一の場合を想定した対策はしかるべき対応であったと考えるべきであろう。

一方、毒性や社会に与える影響が徐々に判明していく中で重要となったのは、対策にフレキシビリティを与えられるように選択肢を複数用意することと、各種対策の実行についての適切な判断基準であった。柔軟な対策実行をできなかった企業は、今後の反省とし、見直しを図ってみることも重要である。

日本国内では沈静化したこともあり、テレビニュースなどで取り上げられる回数が少なくなっ

できているが、H1N1の毒性変異や、従来から危惧されているH5N1鳥インフルエンザの流行など、今後何が起こるかはまだわからない。沈静化している今こそ、この1年間で得た知見やノウハウを振り返るのに絶好の機会であると捉え、各企業においても総括を実施し、次のパンデミックに備えていただきたい。